

文化財保護法（抜粋）

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第 94 条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第 97 条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第 1 項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前 2 項の場合を除き、第 1 項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

（国の機関等の遺跡の発見に関する特例）

第 97 条 国の機関等が前条第 1 項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第 92 条第 1 項又は第 99 条第 1 項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前 2 項の場合を除き、第 1 項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。

（地方公共団体による発掘の施行）

第 99 条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第 1 項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

- 2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。
- 3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第 1 項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。
- 4 国は、地方公共団体に対し、第 1 項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。